



## 事業系廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの手引き（概要版）

- 事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者の責任において適正に処理をしなければなりません。
- 恵庭市のごみ処理施設にごみを自ら搬入する事業者のほか、収集運搬業者にごみ収集を委託している事業者も収集運搬業者を通して恵庭市のごみ処理施設にごみが搬入される場合は、恵庭市と「産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書」を締結する必要があります。
- 各施設の詳しい受入れ条件等について、必ず「事業系廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの手引き(令和6年度版)」を確認してください。

### ごみ処理場（最終処分場）

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系 一般廃棄物(不燃)	343円/10kg (消費税込)	盤尻 255-4	【月～金】 9:00～17:00 【土】 9:00～12:00	土曜日午後、日曜日 及び 12月31日～1月3日
産業廃棄物(不燃)	509円/10kg (消費税込) ✦ 10円/10kg (循環税)			

### 焼却施設

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系 一般廃棄物(可燃)	217円/10kg (消費税込)	中島松 461-1	【月～金】 8:45～17:00 【土、12/31】 8:45～12:00	土曜日午後、 12月31日午後、 日曜日及び 1月1日～1月3日
産業廃棄物(可燃)	400円/10kg (消費税込)			

### 生ごみ・し尿処理場

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系 一般廃棄物(生ごみ)	93円/10kg (消費税込)	中島松 460-1	【月～金】 8:45～16:00 【土、12/31】 8:45～12:00	土曜日午後、 12月31日午後、 日曜日及び 1月1日～1月3日

### リサイクルセンター

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系一般廃棄物(資源物)	114円 /10kg (消費税込)	島松沢 131-8	【月～金】 9:00～17:00 【土】 9:00～12:00	土曜日午後、 日曜日及び 12月31日 ～1月3日
① 白(無色透明の)びん				
② 茶(茶色の)びん				
③ その他びん (無色透明・茶色以外の色のびん)				
④ アルミ缶・スチール缶				
⑤ ペットボトル				
⑥ 紙パック				
⑦ シュレッダー				
⑧ ダンボール				
⑨ 新聞・チラシ				
⑩ 雑誌・本				

	具体例	分別	注意事項	市施設での受け入れ	
事業系一般廃棄物	紙くずや書類ごみ、天然繊維の衣類(⑭・⑮を除く) 弁当の殻やお菓子の袋(個人消費のものに限る)	可燃		焼却施設	
	刈草・木・木材(長辺が40cm未満)(⑬を除く)	可燃	※1	焼却施設	
	刈草・木・木材(長辺が40cm以上2m未満)(⑬を除く)	不燃	※1	ごみ処理場	
	飲食店や事務所などからでる15cm未満の残飯(⑯・⑰を除く)	生ごみ		生ごみ・ し尿処理場	
	びん・缶・ペットボトル(個人消費のものに限る) ダンボール・新聞チラシ・本雑誌・紙パック・シュレッダー紙	資源物		リサイクルセンター	
	① 燃え殻(活性炭、焼却炉の残灰など)	不燃	※2	ごみ処理場	
② 汚泥(排水処理の汚泥、建設汚泥など)	不燃	※3	ごみ処理場		
③ 廃油	×		受入不可		
④ 廃酸	×		受入不可		
⑤ 廃アルカリ	×		受入不可		
⑥	★廃プラスチック(長辺が40cm未満) ■廃プラスチック(長辺が40cm以上2m未満) (発泡スチロール、合成繊維くず、合成ゴム、プラスチック類、ビニール類)	★可燃 ■不燃		★焼却施設 ■ごみ処理	
⑦ ゴムくず(天然ゴムくず)	×		受入不可		
⑧ 金属くず(鉄くず、アルミくずなど)	不燃		ごみ処理場		
⑨ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	不燃		ごみ処理場		
⑩ 鋳さい(鋳物砂、各種溶鋳炉かすなど)	×		受入不可		
⑪ がれき類(コンクリート破片、レンガ破片など)	不燃	※1	ごみ処理場		
⑫ ばいじん	×		受入不可		
産業廃棄物	⑬	★木くず(長辺が40cm未満) ■木くず(長辺が40cm以上2m未満) (建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、貨物流通のために使用したパレットから発生したものに限定。それ以外から発生する物は一般廃棄物)	★可燃 ■不燃	※1	★焼却施設 ■ごみ処理
	⑭	★紙くず(長辺が40cm未満) ■紙くず(長辺が40cm以上2m未満) (建設業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から発生したものに限定。それ以外から発生する物は一般廃棄物)	★可燃 ■不燃		★焼却施設 ■ごみ処理
	⑮	★繊維くず(長辺が40cm未満) ■繊維くず(長辺が40cm以上2m未満) (建設業、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から発生したものに限定。それ以外から発生する物は一般廃棄物)	★可燃 ■不燃		★焼却施設 ■ごみ処理
	⑯	動植物固形物(と畜場で解体等をした獣畜など)	×		受入不可
	⑰	動植物性残渣(食品、医薬品、香料製造業で原料として使用した動植物に係る不要物)	×		受入不可
	⑱	動物のふん	×		受入不可
	⑲	動物の死体(畜産農場から排泄されるもの)	×		受入不可
	⑳	汚泥のコンクリート固形物など(①～⑱を処分するために処理したもので①～⑱に該当しないもの)	×		受入不可

※1 リサイクル可能なものは受け入れしません。民間の処理施設へ搬入して下さい。

※2 ばいじんを含む燃え殻は受け入れ不可。また、その他の燃え殻等はダイオキシン類の量が1gにつき3ngを超えないもののみ受け入れとなるため、検査機関での測定結果の提示が必要です。

※3 汚泥の搬入は事前調整を要します。